

議第 3 号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第22号までを2号ずつ繰り上げ、第23号を削り、第24号を第21号とし、第25号から第33号までを3号ずつ繰り上げる。

第4条第1項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号から第23号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和2年3月26日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

組織改編に伴う規則の改正について

1 改正規則

- 議第3号 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則
- 議第4号 山形県教育委員会事務局組織規則
- 議第5号 教育機関の組織及び運営に関する規則
- 議第6号 山形県教育財産管理規則
- 議第7号 職員の駐在制度に関する規則
- 議第8号 山形県教育委員会職員被服貸与規程

2 改正理由

令和2年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

3 改正内容

- ① 課名の変更に伴うもの。
(総務課⇒教育政策課、文化財・生涯学習課⇒生涯教育・学習振興課、福利課⇒福利厚生課)。
- ② 知事部局に「文化財の保護に関する事務」及び「博物館の設置、管理及び廃止に関する事務」が移管されることに伴うもの。
- ③ 文化財・生涯学習課 生涯学習振興室の廃止及び教職員課 働き方改革推進室の新設に伴うもの。
- ④ 最上教育事務所に新たに「主任技能員」の職が置かれることに伴うもの。

4 施行期日

公布の日から施行する。(令和2年4月1日)

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(総則)</p> <p>第1条 一略一 (委任する事務)</p> <p>第2条 一略一 (1)～(14) 一略一</p> <p><u>(15) 史跡名勝天然記念物の仮指定及び仮指定の解除並びに県指定文化財の指定及び指定の解除に関すること。</u></p> <p>(16) 博物館の登録及び登録の取消し並びに博物館に相当する施設の指定及び指定の取消しに関すること。</p> <p><u>(17) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第184条第1項の規定に基づき教育委員会が行う事務に関すること。</u></p> <p>(18) 教育に関する法人及び公益信託に関すること。</p> <p>(19) 教育委員会規則、訓令の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(20) 歳入歳出予算及び議会の議決を経るべき事件の意見に関すること。</p> <p>(21) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の5から第245条の7までの規定による是正の要求、勧告及び指示を行うこと。</p> <p>(22) 教育委員会の行う表彰に関すること。</p> <p><u>(23) 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録に関すること。</u></p> <p>(24) 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)第18条の規定に基づき教育委員会に委任された事務(授業料等、使用料及び入館料の減免並びに奨学金及び就学資金の返還の免除に関する事務を除く。第4条第1項第12号において同じ。)に関すること。</p> <p>(25) 公文書の開示等に関すること。</p> <p>(26) 個人情報の開示等に関すること。</p> <p>(27) 公の施設に係る指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手續等に関すること。</p> <p>(28) 地教行法第26条の規定による点検及び評価に関すること。</p> <p>(29) 地教行法第47条の5第1項及び第7項の規定による学校運営協議会を設置する県立学</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 一略一 (委任する事務)</p> <p>第2条 一略一 (1)～(14) 一略一</p> <p>(削除)</p> <p>(15) 博物館の登録及び登録の取消し並びに博物館に相当する施設の指定及び指定の取消しに関すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(16) 教育に関する法人及び公益信託に関すること。</p> <p>(17) 教育委員会規則、訓令の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(18) 歳入歳出予算及び議会の議決を経るべき事件の意見に関すること。</p> <p>(19) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の5から第245条の7までの規定による是正の要求、勧告及び指示を行うこと。</p> <p>(20) 教育委員会の行う表彰に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(21) 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)第18条の規定に基づき教育委員会に委任された事務(授業料等、使用料及び入館料の減免並びに奨学金及び就学資金の返還の免除に関する事務を除く。第4条第1項第12号において同じ。)に関すること。</p> <p>(22) 公文書の開示等に関すること。</p> <p>(23) 個人情報の開示等に関すること。</p> <p>(24) 公の施設に係る指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手續等に関すること。</p> <p>(25) 地教行法第26条の規定による点検及び評価に関すること。</p> <p>(26) 地教行法第47条の5第1項及び第7項の</p>

校の指定及び指定の取り消しに関すること。

(30) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)に基づく指導が不適切な教員の認定及び研修に関すること。

(31) 山形県職員等に対する退職手当支給条例(昭和28年10月県条例第26号)に基づく退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付の決定に関すること。

(32) P T A・青少年教育団体が行う共済事業に関すること。

(33) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づき教育委員会が行う事務に関すること

第3条 一略一

(専決させる事務)

第4条 一略一

(1)～(3) 一略一

(4) 文化財保護法第184条第1項の規定に基づき教育委員会が行う事務に関すること。

(5) 史跡名勝天然記念物の仮指定及び仮指定の解除に関すること。

(6) 小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制についての同意に関すること。

(7) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関すること。

(8) 社会教育主事の認定に関すること。

(9) 定例に属し、かつ重要でない事項の告示及び公告に関すること。

(10) 山形県教育功労者表彰規則に基づく表彰以外の表彰等に関すること。

(11) 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録に関すること。

(12) 知事の権限に属する事務の委任に関する規則第18条の規定に基づき教育委員会に委任された事務に関すること。

(13) 教育に関する法人の設立許可の取消を除く法人に関すること。

(14) 教育に関する公益信託に関すること(引受けの許可を除く。)

(15) 市町村立の幼稚園、高等学校及び各種学校の名称、位置の変更等の認可に関すること。

(16) 公文書の開示等に関すること。

(17) 個人情報の開示等に関すること。

(18) 公の施設に係る指定管理者の指定の手續

校の指定及び指定の取り消しに関すること。

(27) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)に基づく指導が不適切な教員の認定及び研修に関すること。

(28) 山形県職員等に対する退職手当支給条例(昭和28年10月県条例第26号)に基づく退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納並びに退職手当相当額の納付の決定に関すること。

(29) P T A・青少年教育団体が行う共済事業に関すること。

(30) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づき教育委員会が行う事務に関すること

第3条 一略一

(専決させる事務)

第4条 一略一

(1)～(3) 一略一

(削除)

(削除)

(4) 小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制についての同意に関すること。

(5) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関すること。

(6) 社会教育主事の認定に関すること。

(7) 定例に属し、かつ重要でない事項の告示及び公告に関すること。

(8) 山形県教育功労者表彰規則に基づく表彰以外の表彰等に関すること。

(削除)

(9) 知事の権限に属する事務の委任に関する規則第18条の規定に基づき教育委員会に委任された事務に関すること。

(10) 教育に関する法人の設立許可の取消を除く法人に関すること。

(11) 教育に関する公益信託に関すること(引受けの許可を除く。)

(12) 市町村立の幼稚園、高等学校及び各種学校の名称、位置の変更等の認可に関すること。

(13) 公文書の開示等に関すること。

(14) 個人情報の開示等に関すること。

(15) 公の施設に係る指定管理者の指定の手續

等に関する事（指定管理者の募集、指定及び指定の取り消しを除く。）。

(19) 地教行法第47条の5第2項及び山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年2月県教育委員会規則第1号）第15条第1項による学校運営協議会の委員の任命及び解任に関する事。

(20) 教育公務員特例法に基づく指導が不適切な教員の認定及び研修に関する事。

(21) 教育委員会訓令の制定又は改廃に関する事。

(22) P T A・青少年教育団体が行う共済事業に関する事（事業認可の取消しを除く。）。

(23) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づき教育委員会が行う事務に関する事

2～3 一略一

第5条～第6条 一略一

等に関する事（指定管理者の募集、指定及び指定の取り消しを除く。）。

(16) 地教行法第47条の5第2項及び山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年2月県教育委員会規則第1号）第15条第1項による学校運営協議会の委員の任命及び解任に関する事。

(17) 教育公務員特例法に基づく指導が不適切な教員の認定及び研修に関する事。

(18) 教育委員会訓令の制定又は改廃に関する事。

(19) P T A・青少年教育団体が行う共済事業に関する事（事業認可の取消しを除く。）。

(20) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定に基づき教育委員会が行う事務に関する事

2～3 一略一

第5条～第6条 一略一

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部改正について

1 改正理由

令和2年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

2 改正内容

知事部局に文化財の保護に関する事務が移管されることとなったため、文化財保護に関する規定の削除。

3 施行期日

公布の日から施行する。(令和2年4月1日)

議第 4 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
山形県教育委員会事務局組織規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中、

「

総務課

」を「

教育政策課

」に、

「

文化財・生涯学習課	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当
-----------	--

」を

「

生涯教育・学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当
------------	-------------------------------------

」に、

「

福利課

」を「

福利厚生課

」に改め、

同条第 2 項の表中、

「

文化財・生涯学習課	生涯学習振興室
-----------	---------

」を

「

教職員課	働き方改革推進室
------	----------

」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「総務課」を「教育政策課」に改め、同条第10号中「文化財・生涯学習課、福利課」を「生涯教育・学習振興課、福利厚生課」に改め、同条第29号中「文化財・生涯学習課」を「生涯教育・学習振興課」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「文化財・生涯学習課」を「生涯教育・学習振興課」に改め、同条中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第2号とし、第9号から第15号までを6号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第10号とし、第18号を第11号とし、第19号を第12号とする。

第10条（見出しを含む。）中「福利課」を「福利厚生課」に改める。

第18条第3項中「、文化財振興研究員、埋蔵文化財調査研究員」を削る。

第19条の表中

「

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
文化財振興研究員	上司の命を受けて文化財の振興研究業務に従事する。
埋蔵文化財調査研究員	上司の命を受けて埋蔵文化財の調査研究業務に従事する。

を

」

「

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
------	--------------------------

に改める。

」

第20条第2項中「社会教育主事補、」を「社会教育主事補、主任技能員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和2年3月26日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改 正 案																																																				
<p>目次 ー略ー</p> <p>第1条～第3条の2 ー略ー</p> <p>第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総務課</u></td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当</td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当</td> </tr> <tr> <td><u>文化財・生涯学習課</u></td> <td>経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>企画担当、指導担当</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当</td> </tr> <tr> <td><u>福利課</u></td> <td>庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、スポーツプロジェクト担当</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>課内室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>文化財・生涯学習課</u></td> <td><u>生涯学習振興室</u></td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>競技力向上・アスリート育成推進室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(<u>総務課</u>の分掌事務)</p> <p>第5条 <u>総務課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) ー略ー</p> <p>(10) 教育関係の公益法人及び公益信託に関する</p>	課名	係名	<u>総務課</u>	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当	教職員課	行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当	<u>文化財・生涯学習課</u>	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当	義務教育課	経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当	特別支援教育課	企画担当、指導担当	高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当	<u>福利課</u>	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当	スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、スポーツプロジェクト担当	課名	課内室名	<u>文化財・生涯学習課</u>	<u>生涯学習振興室</u>	高校教育課	高校改革推進室	スポーツ保健課	競技力向上・アスリート育成推進室	<p>目次 ー略ー</p> <p>第1条～第3条の2 ー略ー</p> <p>第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教育政策課</u></td> <td>庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当</td> </tr> <tr> <td>教職員課</td> <td>行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当</td> </tr> <tr> <td><u>生涯教育・学習振興課</u></td> <td>経理担当、図書館活性化担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>企画担当、指導担当</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当</td> </tr> <tr> <td><u>福利厚生課</u></td> <td>庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、スポーツプロジェクト担当</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>課内室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教職員課</u></td> <td><u>働き方改革推進室</u></td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td>スポーツ保健課</td> <td>競技力向上・アスリート育成推進室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(<u>教育政策課</u>の分掌事務)</p> <p>第5条 <u>教育政策課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) ー略ー</p> <p>(10) 教育関係の公益法人及び公益信託に関する</p>	課名	係名	<u>教育政策課</u>	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当	教職員課	行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当	<u>生涯教育・学習振興課</u>	経理担当、図書館活性化担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当	義務教育課	経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当	特別支援教育課	企画担当、指導担当	高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当	<u>福利厚生課</u>	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当	スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、スポーツプロジェクト担当	課名	課内室名	<u>教職員課</u>	<u>働き方改革推進室</u>	高校教育課	高校改革推進室	スポーツ保健課	競技力向上・アスリート育成推進室
課名	係名																																																				
<u>総務課</u>	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当																																																				
教職員課	行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当																																																				
<u>文化財・生涯学習課</u>	経理担当、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財振興担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当																																																				
義務教育課	経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当																																																				
特別支援教育課	企画担当、指導担当																																																				
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当																																																				
<u>福利課</u>	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当																																																				
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、スポーツプロジェクト担当																																																				
課名	課内室名																																																				
<u>文化財・生涯学習課</u>	<u>生涯学習振興室</u>																																																				
高校教育課	高校改革推進室																																																				
スポーツ保健課	競技力向上・アスリート育成推進室																																																				
課名	係名																																																				
<u>教育政策課</u>	庶務係、行政管理担当、企画調整担当、予算担当、教育情報化推進担当、学校施設担当																																																				
教職員課	行政給与担当、人事企画担当、小中管理担当、高校管理担当																																																				
<u>生涯教育・学習振興課</u>	経理担当、図書館活性化担当、生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当																																																				
義務教育課	経理担当、英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当																																																				
特別支援教育課	企画担当、指導担当																																																				
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職業教育担当、入学者選抜改善担当																																																				
<u>福利厚生課</u>	庶務係、健康管理担当、貸付担当、給付担当、年金担当																																																				
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、スポーツプロジェクト担当																																																				
課名	課内室名																																																				
<u>教職員課</u>	<u>働き方改革推進室</u>																																																				
高校教育課	高校改革推進室																																																				
スポーツ保健課	競技力向上・アスリート育成推進室																																																				

ること（文化財・生涯学習課、福利課及びスポーツ保健課で所掌するものを除く。）

(11)～(28) 一略一

(29) 教職員課、文化財・生涯学習課、義務教育課、特別支援教育課及び高校教育課の庶務に関すること

(30)～(32) 一略一

第6条 一略一

（文化財・生涯学習課の分掌事務）

第7条 文化財・生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 「山形の宝」育成に関すること

(2) 文化財に関すること

(3) 銃砲刀剣類の登録に関すること

(4) 県立うきたむ風土記の丘考古資料館の管理に関すること

(5) 博物館の運営指導に関すること

(6) 県立博物館に関すること

(7) 文化関係及び博物館関係の公益法人及び公益信託に関すること

(8) 生涯学習に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること

(9) 社会教育の振興に関すること

(10) 社会教育委員に関すること

(11) 社会教育主事の資格認定に関すること

(12) 青少年団体、婦人団体等社会教育団体の育成に関すること

(13) 公民館、図書館、生涯学習センター、文化会館その他生涯学習施設の運営指導に関すること

(14) 視聴覚教育に関すること

(15) 社会教育指導者等の研修に関すること

(16) ユネスコ活動に関すること

(17) 社会教育関係の公益法人及び公益信託に関すること

(18) 県立図書館及び県青少年教育施設に関すること

(19) 県生涯学習センターの管理に関すること

第8条～第9条 一略一

（福利課の分掌事務）

第10条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

第11条～第17条 一略一

（課に置く職）

ること（生涯教育・学習振興課、福利厚生課及びスポーツ保健課で所掌するものを除く。）

(11)～(28) 一略一

(29) 教職員課、生涯教育・学習振興課、義務教育課、特別支援教育課及び高校教育課の庶務に関すること

(30)～(32) 一略一

第6条 一略一

（生涯教育・学習振興課の分掌事務）

第7条 生涯教育・学習振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(1) 博物館の運営指導に関すること

(削除)

(削除)

(2) 生涯学習に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること

(3) 社会教育の振興に関すること

(4) 社会教育委員に関すること

(5) 社会教育主事の資格認定に関すること

(6) 青少年団体、婦人団体等社会教育団体の育成に関すること

(7) 公民館、図書館、生涯学習センター、文化会館その他生涯学習施設の運営指導に関すること

(8) 視聴覚教育に関すること

(9) 社会教育指導者等の研修に関すること

(削除)

(10) 社会教育関係の公益法人及び公益信託に関すること

(11) 県立図書館及び県青少年教育施設に関すること

(12) 県生涯学習センターの管理に関すること

第8条～第9条 一略一

（福利厚生課の分掌事務）

第10条 福利厚生課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

第11条～第17条 一略一

（課に置く職）

第18条 一略一

3 前2項に規定する職のほか、本庁の課又は課内室に必要な応じ次の職を置く。

主幹、副主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、指導主事、社会教育主事、係長、主査、主任主査、社会教育主事補、文化財振興研究員、埋蔵文化財調査研究員、学校保健技師、主任主事、主任技師、主事、技師、体育主事、副主任、栄養士、主任技能員、行政技能員

(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
一略一	一略一
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
<u>文化財振興研究員</u>	<u>上司の命を受けて文化財の振興研究業務に従事する。</u>
<u>埋蔵文化財調査研究員</u>	<u>上司の命を受けて埋蔵文化財の調査研究業務に従事する。</u>
一略一	一略一

(教育事務所に置く職)

第20条 一略一

2 前項に規定する職のほか、教育事務所に必要な応じ次の職を置く。

主幹、課長補佐、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、社会体育主事、主査、主任主査、主任主事、主事、副主任、社会教育主事補、行政技能員

第21条 一略一

第18条 一略一

3 前2項に規定する職のほか、本庁の課又は課内室に必要な応じ次の職を置く。

主幹、副主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、指導主事、社会教育主事、係長、主査、主任主査、社会教育主事補、学校保健技師、主任主事、主任技師、主事、技師、体育主事、副主任、栄養士、主任技能員、行政技能員

(職務)

第19条 前2条に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
一略一	一略一
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
一略一	一略一

(教育事務所に置く職)

第20条 一略一

2 前項に規定する職のほか、教育事務所に必要な応じ次の職を置く。

主幹、課長補佐、専門員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、業務名を冠する主査、管理主事、社会体育主事、主査、主任主査、主任主事、主事、副主任、社会教育主事補、主任技能員、行政技能員

第21条 一略一

山形県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

1 改正理由

令和2年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

2 改正内容

- ① 課名の変更
- ② 文化財・生涯学習課 生涯学習振興室の廃止及び教職員課 働き方改革推進室の設置
- ③ 知事部局に「文化財の保護に関する事務」及び「博物館の設置、管理及び廃止に関する事務」が移管されることに伴う分掌事務の変更

3 施行期日

公布の日から施行する。(令和2年4月1日)